

(2026年2月8日発表)

衆議院小選挙区選挙 清水区で投票用紙二重交付

◆概要

2026年2月8日16時35分、清水区内の当日投票所において、1人の選挙人に誤って2枚の小選挙区の投票用紙を交付し、選挙人は2枚とも投票しました。

その後、比例代表および最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙交付の際、選挙人から「小選挙区の投票用紙を2枚受け取った」との申出があり、事案が判明しました。

◆発生日時

2026年2月8日(日曜日) 16時35分

◆場所

清水区内当日投票所

◆これまでの経緯

- ・家族全員分4枚の入場券を持って、家族3人が来場しました。
- ・小選挙区の用紙交付係は入場券の枚数を見て4枚の投票用紙を用意し、1人目の選挙人に1枚、2人目の選挙人に1枚を手渡しました。
- ・3人目の選挙人にはよく確認せず残りの2枚の投票用紙を手渡し、受け取った選挙人は2枚とも投票箱に投入してしまいました。
- ・その後、比例代表および国民審査の投票用紙の交付を担当する職員が、入場券の枚数と選挙人の人数の不一致に気づき、選挙人に確認したところ、「小選挙区の投票用紙を2枚受け取り、2枚とも投票した」との申し出があり、事案が判明しました。

◆被害状況

- ・投票用紙は既に投票箱に投入されており、特定ができないため、有効投票として扱われることになります。

◆原因

- ・投票事務要領では「選挙人から入場券を受け取り、(中略)、入場券を本人に返し、必ず手渡しで投票用紙を交付する」となっていますが、その手順が守られていませんでした。

◆今後の対応

- ・再発防止のため、複数人で来場した場合でも、入場券と本人を1人ずつ確認すること。また、投票用紙を1人につき1枚交付することを改めて徹底します。

【問い合わせ先】

静岡市選挙管理委員会事務局(葵消防署6階)、担当者:望月、諸星 電話:054-266-7255